

除染電離則平成24年7月1日改正 に対応 (特定汚染土壌等取扱業務を含む)

除染等業務特別教育 (学科・実技)

平成24年1月1日に「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)が施行され、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域で、除染等業務を行なう事業者は労働者へ特別教育を実施しなければなりません。(公道、公園等の作業も含む。)

また、この除染電離則は平成24年7月1日に改正施行され、これまでの除染等業務に加え、復旧等の作業での土木(掘削、整地等)、基礎工、道路・水道・用水工事等、営農・営林等の作業での土壌等の取扱い業務(特定汚染土壌等取扱業務)を行う事業者も、労働者へ特別教育を実施することとなりました。

ビルメンテナンス会社におかれましても、除染業務等に携わる企業があるかと思われませんが、当特別教育も春～夏をピークに開催する機関が減ってまいりました。まだ、受講されてない方、これから除染業務に携わる企業様は、この機会に是非受講をお勧めします。

なお、厚生労働省では事業者のほかに、除染作業等行なう地域住民、ボランティア等にも特別教育の受講を推奨しています。

【根拠条文】 除染電離則第19条第1項 労働安全衛生法第59条第3項

【対象労働者】 ①土壌等の除染作業を行なう労働者 ②除去土壌の収集、運搬又は処分の作業を行なう労働者
③廃棄物の処理の作業に従事する労働者 ④特定汚染土壌等取扱業務を行なう労働者

- 日 程 平成24年11月20日(火) 9時～17時30分
- 会 場 『ビルメンテナンス会館』 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 西日暮里駅徒歩2分
- 受講料 12,000円(教材料、消費税込み)
- 定 員 50名
- 締 切 平成24年11月12日(月)必着
- 講 義 <学科>

- ①電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理方法に関する知識
- ②除染等作業の方法に関する知識
- ③除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
- ④関係法令

<実技>

- ①放射線測定器の取扱い
- ②外部放射線による線量当量率の監視
- ③汚染防止措置
- ④身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去
- ⑤保護具の取扱い

※土壌等の除染、除去土壌・汚染廃棄物の収集等の作業及び機械の取扱い、特定汚染土壌等作業の実技は、各事業場でそれぞれ別途行ってください。

- 講 師 労働安全コンサルタント、株式会社千代田テクノル、興研株式会社、アゼアス株式会社
- 申込方法 裏面申込書をご記入のうえ FAXしていただき、受講料を下記へ振込みください。
- 振込み先 三井住友銀行 上野支店 普通預金 250071 一般財団法人 建築物管理訓練センター
- その他 振込み手数料は各自ご負担ください。応募人数によっては中止になる場合がありますのでご了承ください。
- 問合せ申込先 (一財)建築物管理訓練センター 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 TEL03-3805-7575

申込FAX番号

03-3805-7578

一般財団法人 建築物管理訓練センター 宛

11/20 除染等業務特別教育

申込書

会社名		業種	
会社所在地	〒 -		
	電話	受講番号をご連絡しますので正確にご記入ください F A X	
振込み	振込み日 平成 年 月 日 (振込・振込み予定) 三井住友銀行 上野支店 普通預金 250071 イッパングイダングン ケンチクブツカンケンセンター		
受講料合計	受講者 名 × 受講料 12,000円 = 受講料合計 円		
ふりがな 受講者氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女		
ふりがな 受講者氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女		
ふりがな 受講者氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女		
ふりがな 受講者氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女		
ふりがな 受講者氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女		